

# 第4回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

## 議事要旨

〔 日時：令和3年3月17日（水）10:00～12:00 〕  
〔 場所：WEB会議 〕

- 冒頭、事務局より挨拶があった。
- その後、前回の振り返り（資料4-1 pp.3-7について説明）を行い、委員で検討を行った。
- 1. 「第3回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向」についての発言は以下の通り
  - ・ P3の「データの質保証については、データの利活用促進の観点から、ガイドラインにおいては項目を設けず、契約の中で対応する方向とする。」という記載について、データの非保証の旨については、ガイドラインの中でひな型として規定する必要があるという理解であるが、具体的にどのような想定をしているのか。
  - ・ 前回の検討会では、データの質の保証については、個別の契約で対処すべきとの意見があったという認識である。一方、他のガイドラインでは、データの質に関する非保証の旨を項目として設け、契約で縛る形を原則としているところである。本ガイドラインでは、データの質の保証に関しては、同様の形で、項目として示す予定である。項目として示していないと、取り決めがない場合に、データの質に関する両者の認識違い等の不測の事態が生じうる可能性があるためである。したがって、データの質については非保証と整理しつつ、特段の事情があれば保証する、という解説を加える形を想定している。【事務局】
  - ・ 今の説明でよく分かった。現状の方向性で問題ないと思うが、データを質保証する場合にどのようなリスクがあるのか、記載があると利用者目線では良いと考える。
  - ・ データの提供に際し、保証の範囲や責任の可能性、提供先、第三者提供に関する事例など、他分野で議論されていることも含め、例示していく方向で検討する。【事務局】
  - ・ データの質保証は主に生産者に求められることであると思われるが、保証した際の個別契約におけるリスクについては、利用者にとって分かりやすく整理していきたい。
  - ・ データの質の保証について、具体的にどのような保証を行うか、などの例示は行われるのか。
  - ・ データの質の保証とは、抽象的にはデータの正確さの保証と認識しており、これはデー

タのカテゴリや内容により異なると認識している。現在、データの取引市場では、非保証であることが前提で、メタデータについてのカタログを示すという形を取っていることもある。保証する場合は、欠損値の割合や、どの程度そのデータが正確なのか、全体で何パーセントの精度で正確性が担保されたデータボリュームなのか、といった観点が重要になってくると想定される。【事務局】

- ・ 特段補足等はないので、説明いただいた方向性で良い。
- ・ 仲買人とのやり取りにより、一週間ほどしてデータに修正が加わる場合がある。いつどの時点でデータを提供するのかにもよるかもしれないが、そのようなデータの不安定さを考慮した上で、利用していれば良いのではないか。
- ・ 今の話の延長線上かもしれないが、トレーサビリティの観点も重要である。例えば、なまこやアワビに関しては、漁獲番号など法律に基づき求められることになると考えられるものもある。このようなものは保証を求める必要があると考える。データの質や内容に応じて、完全な保証とするか否か区別すべきではないか。
- ・ 法的に質保証が要求されているものと、それ以外のところで議論していれば良いだろう。
- ・ ご指摘の通りで、それらに加えて“場面”が論点となってくるのではないか。トレーサビリティについて、法律でどこまで保証するのかしないのか、といった議論も必要となるだろう。現時点では、生産場面で生じるデータ限定で流通の場面まで議論する予定はない。ただ、結果的に水揚げデータが流通で利用されるとなると、提供の場面は考慮していかなければならないと思う。【事務局】

- その後、事務局より「水産分野におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理」（資料 4-1 pp. 8-9 及び資料 4-2）について説明を行い、オブザーバーの意見を参考にしつつ委員で検討を行った。

## 2. 「水産分野におけるガイドライン（骨子案）の策定に向けた整理」についての発言は以下の通り

- ・ 経産省のガイドライン及び農業分野のガイドラインと、水産分野におけるガイドラインの適用関係及び骨子案について、特段の意見はない。1点確認したいこととして、タームシートの雛形イメージは今のところあるのか。
- ・ 現時点では、農業分野のガイドライン（ノウハウ活用編）のものをベースに水産分野の雛形を想定している。【事務局】
- ・ もう1点、個人情報関係で、「水産分野の場合には、漁業者が提供する情報が個人情報に該当する可能性が多いことから、これを勘案した取決め内容や必要な処理等につい

てのポイントを示す。」とあるが、ここでいうポイントがどのようなものを簡単に教えて欲しい。

- ・個人情報に関連した同意の話になるだろう。大きく分けて、利用目的と第三者提供への同意というカテゴリがある。この中身の話となると難しい問題がある。漁協が漁業者からデータを取得する際には、所属する組合員に対して提供を求めるデータと、事業者として提供を求めるデータとがある。このため、一律に個人情報として取り扱ってしまうと、取り扱いに際して使い勝手が悪いこととなりうる。漁業者にどのようなコントロールを持たせるのか、匿名加工を含めてデータをどのように提供するのかといった話も組み込む必要があり、このあたりが一般的な個人情報との差になるのではないか。【事務局】
- ・今の話で言うと、個人情報に該当するかの線引きが難しそうだという印象を抱いた。同意のところで、個人情報保護法においては、共有の例外の規定があるが、これを用いて個別の同意がなくても共有が可能とみなすか、といった話も含めて検討していければ良いのではないか。
- ・意見としては2点ある。1点目は、個人情報に関連した意見である。我々が担当している漁業協同組合について、個人情報保護の第三者認証制度である P マーク取得の気運があるかと言われれば、ないと言わざるを得ない。漁業協同組合の方で、そもそも個人情報保護とはなにか、という点について理解を進める必要があるのではないか。2点目は、資料の記載では、漁業協同組合の中に産地市場となっていたが、漁協が運営している産地市場と民間の運営している産地市場では、運営している母体が異なるので、同様に取り扱っても大丈夫なのか、やや懸念がある。民間の産地市場がどこまで情報提供が必要かを示せるのだろうか。
- ・ステークホルダーの整理は必要になってくるだろう。生産者に近い組合が管理していたり、民間業者が管理していたりと多様なパターンがある、という認識だ。ステークホルダーとしては、漁業関係者、研究者・研究機関、民間事業者、行政の4つが大きく想定され、さらにそれらに該当しない部分についても理解が得られるように記載することが良いだろう。
- ・産地市場についてはご指摘の通り。前回資料では、漁業協同組合の一体的表現であったが、今回は明確に区別するようにした次第である。産地市場のカテゴリについて、運営主体による差異があるのであれば、産地市場から、他の漁業協同組合へのデータの流れを含めて、今後整理していきたい。【事務局】
- ・水揚げ情報に該当するが、ステークホルダーの具体化が1つ論点としてある。また、個人情報について、提供側と利用側のどちらで注意義務などが必要なのかを記載したほうが良いのではないか。それから、漁獲情報について、位置情報と水揚げ情報が明らかになると、どの船がどのあたりの海域で活動しているか特定が可能になってしまうので、情報のマスキングも論点の1つとなる。最後に、P9の水産分野ガイドラインにお

ける保護すべき知的財産等について、“ノウハウに該当しない情報”という記載があったが、これは非常に重要であると考え。こちらについて、ガイドラインを利用する人が分かるような説明も記載していくと良いのではないか。

- ・一般的な経済産業省ガイドラインや農業分野ガイドラインで適用できるものはしつつ、水産分野の特殊性を上手く説明できると良い。
- ・ご指摘いただいた観点は重要である。特に、漁業者が特定されてしまう懸念については個人だけでなく法人でも同様のことが言える。個人の場合は、それらの情報も広い意味でのプライバシーではあるが、そもそも個人情報に当たるのかについても要検討である。一方、法人で活動していれば個別にピンポイントで特定できてしまっても良いのか、法人としての漁業者の活動という観点も意識していきたい。大きな出口としては、漁業者に対して守られるべき経済的利益は守る必要があると考えている。漁業者がピンポイントで特定できなければ良いか、といった粒度も含めてデータの利用と保護のバランスを見ながら考えていきたい。【事務局】
- ・このあたりの議論が最も特殊で悩ましいところではある。ガイドラインの利用者にとって分かりやすく具体例を示す等、工夫していければ良いと思う。
- ・情報提供者である漁業者の利益を損なわないよう留意していただきたい。
- ・個人情報の話とデータ提供のあり方の話に焦点が絞られてきていると思う。その点を分かりやすくしつつ、ガイドラインを利用してもらえるようにしたい。ステークホルダーがWIN-WINの関係となれるようガイドライン策定を進めていきたい。
- ・皆さんの意見や農業分野ガイドラインを参考にしつつ、現状の方向性で進めていただければ問題はないと思う。
- ・委員の方々のご指摘の通りだと思う。内容について特に問題点は感じていない。
- ・こちらからあえて言及すべき事項はない。皆様のご尽力に感謝申し上げます。
- ・1点確認したいことがある。本ガイドラインの対象はどこまでを想定しているか。漁業生産者が中心と理解しているが、流通へのデータ提供は対象となりうるのか。
- ・現時点で想定しているのは、生産の場面で生じるデータを想定しており、漁業関係者や行政機関等である。例えば、仲買人が出荷して独自のデータを加えて第三者へ提供したり、小売店等で加工したりする際のデータまでは想定していない。あくまで産地市場で発生したデータを対象としている。しかし、将来的にこの範囲で十分か否かは水産庁と検討していく必要がある。トレーサビリティの話でもあった通り、どこで漁獲されたかなどのデータは流通にも利用される可能性があり、明確な区分が困難との認識である。現時点では、発生源である漁業者や生産市場のデータを想定している。【事務局】
- ・イメージとしては、民間業者をどこまで含めるのかであると思う。第三者への提供が、ガイドラインの対象の境界となりうるのではないか。完全に切り分けることは難しいかもしれないが、提供する部分も含めた契約の雛形等を提示することができれば良いと思う。

- ・今後の議論で具体的な例が出てくると思うので、その段階でイメージがより湧いてくると思う。
- ・切り分けることが難しいという観点も理解してもらえそうなガイドラインにしていきたい。私からの意見としては、水産政策で掲げられている資源の評価・管理と水産業の成長産業化を目指して検討してきた背景や、その産業構造もガイドラインに盛り込んで欲しい。我が国の漁業は、零細な事業者が多く、また漁業形態も多様である。このような中で、資源の評価・管理が困難な部分もあるが、適切に実施されなくてはならない。特に生産の現場としては成長産業、つまり経済的な利益が出てくるということが非常に重要である、と認識している。また、会議の中でも触れられているが、漁業者などに理解を促す、ハンドブックのようなものについても準備することを想定している。

○ 引き続き、事務局から「標準化（案）作成に向けた検討」（資料4-1、pp.10-14）の説明を行った後、オブザーバーの意見を参考にしつつ委員で検討を行った。

### 3. 「標準化（案）作成に向けた検討」についての発言は以下の通り

- ・大きく検討項目が3つ指摘された。1つ目は、優先して標準化を進める対象である。標準という定義そのものが立場によって変わってくるということもあり、今のデータのやり取りの中で双方向性の必要度が高くないのではないかと提案があった。2つ目の内容として、双方向性の確保のためのルールの検討がある。標準化の必要性を精査していくと現状において特に資源評価に係る部分で優先的に標準を設定していくことについて提案があった。3つ目の内容の提供ルールの検討については、評価は行政ニーズでもあり、現状でも整理が進んでいることから、これに基づいて実際のルールを作っていくことについて提案があった。
- ・P13にも記載がある①の“資源評価目的で利用できる標準”については、あくまで行政目線という理解で良いか。研究機関も資源評価目的でデータを利用することはあると思うが、こちらは“他の利用用途における提供ルールのあり方”の部分で検討していくのか。
- ・資源評価目的で利用できる標準については、資源評価に関わる研究機関も利用者として想定している。それ以外の研究機関のデータの利用については、研究機関としての整理となる。そのような理解でよいか。
- ・そのような理解で問題ない。【事務局】
- ・魚種名については行政目的で変換する際には、それ以前のデータもそのまま残した方が良いと思うのだが、そのような議論の余地はあるのだろうか。
- ・この辺りは双方向性の確保のためのルール検討の進め方で議論したい。【事務局】
- ・標準化する＝共通化する、ということだと考える。産地の漁業協同組合及び魚市場において、データの提供の中で漁船登録番号が、とある漁協では60%程度しか登録され

ていない。その状況で資源評価用に TAC ベースで標準化していくとなると、魚種が増えるにつれて空白の漁船登録番号で反映していくことになる。マスターの整理を漁業協同組合に全国規模で行わせることは現実的ではないので、そういった共通化の部分を、どこが管理運営するのも併せて議論していただきたい。そうしなければ漁業協同組合に大きな負担がかかってしまうのではないか。

- ・標準化、共通化をしていく中で、役割分担も含めた整理検討を行っていききたい。【水産庁】
- ・漁船登録は水産庁の管轄で法的に整備されたものがあるという理解であり、それらと上手く連携していけるのではないかと考えていた。
- ・同様の認識である。漁獲報告は漁船登録番号がないと成立しないと考えており、その部分が整備されていけば漁業協同組合の負担も軽減されるのではないかと思う。
- ・今の話に関連して、昨年に水産庁から出た「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」でも、400 市場以上を目途に産地水揚げ情報のデータ化を進めるとしている。この整備事業との連携も意識しつつ、整理していければ良いと考える。
- ・私自身も全国の漁業協同組合を回っていく中で、不安の声をよく聞く。現地の不安が大きいとスタートも難しくなるので、水産庁は大変かもしれないが、今後も引き続きよろしくお願ひしたい。
- ・私からも特段の意見はない。このようなガイドラインが出来ることで基準がある程度でも明確になれば、漁業協同組合から情報を出すような動きも出てくるだろう。
- ・データの標準化は容易な事ではない。ステップバイステップでやっていくしかないが、各々の立場から、意見や知恵を出し合って作り上げていくほかない。最初から完璧なものというよりは、走りながら都度適切に修正していく、という作業が必要であるとの認識でいる。誰かが良いものを作ってくれるわけではないので、今後とも活発な議論を期待している。
- ・TAC や資源評価に関する魚種が増えてくると、主に JAFIC や水研で運用に必要となる事項を作成していただいている。特定の方にお任せするのではなく、ステークホルダー全体で実運用できるようにしていきたい。今後ともご協力のほど、よろしくお願ひしたい。
- ・資源評価に関することであれば、実際に使われているデータが既に HP 上に公開されているものもあるので、そちらも適宜参考にしてもらえればと思う。また、資料 p.14 記載の「全国一律での統計化等」については、JAFIC と共同で作成している水揚げ情報収集システムがまさに該当する。こちらも参考にしてもらえればと思う。
- ・ご指摘いただいたものや自動化する部分等も含めて、皆さんでスマート水産業を盛り上げていきたい。先行して既に進められているものは、情報共有していただけると大変助かる。

- 最後に、水産庁から、本年度の協議会の終了に伴う謝辞が述べられた。宮下主査、事務局から協議会へご協力いただいたことに対する感謝と、引き続きの協力を要請した。

－以 上－